

## 検討の背景及び経緯

### 1. 科学技術基本計画との関係

「環境」は、科学技術基本法のもと策定された現行の科学技術基本計画（平成 13 年 3 月閣議決定）において、重点的に取り組むべき 4 分野の 1 つに位置付けられ、平成 13 年度以降、同計画のもと各省連携により推進されてきた。

現行の第 2 期科学技術基本計画の計画期間が平成 17 年度で終了することから、現在、平成 18 年度以降の新たな（第 3 期）科学技術基本計画の策定作業が総合科学技術会議において進められている。本年 6 月には中間取りまとめ（「科学技術基本政策策定の基本方針」）が行われ、年内を目途に計画本体の案を取りまとめることとされているが、同時並行で、分野別の推進戦略の検討に移行する見込みである（計画本体・分野別推進戦略とも、平成 18 年 3 月末までに決定予定）。

現時点の同計画案によれば、分野別推進戦略では主に以下のような事項が書き込まれる見込みである。

- 「重要な研究開発課題」の選定：次のような重点化の考え方にに基づき選定。その際、網羅的・包括的な研究開発課題の設定とならないよう十分に配慮。
  - 科学的、経済的、社会的インパクトを軸とした波及効果を客観的に評価
  - 我が国の国際的な科学技術の位置・水準を明確に認識（ベンチマーク）した上で投資の必要性を明確化
  - 研究開発の段階に応じて、政策目標達成への貢献度、達成までの道筋等の観点から投資の必要性を明確化
  - 官民の役割を踏まえ、研究開発リスク、官民の補完性、公共性等の観点から投資の必要性を明確化
- 「戦略重点科学技術」の選定：次の 3 つの観点から、各分野内において今後 5 年間に重点投資する対象として「戦略重点科学技術」を選定。
  - 近年急速に強まっている社会・国民のニーズ（安全・安心等）に対し、科学技術からの解決策を明確に示す必要があるもの
  - 国際競争に勝ち抜く上で集中投資が不可欠であり、不作為の場合の 5 年間のギャップを取り戻すことが極めて困難なもの
  - 長期的かつ大規模なプロジェクトにおいて、国家の総合的な安全保障の観点も含め国民経済上の効果を最大化するために集中投資が必要なもの

また、上記の「重要な研究開発課題」については、それぞれが個別政策目標の達成に向けて、研究開発として目指す科学技術面での成果（研究開発成果）を明確化する必要があるとされている。

## 2．環境基本計画との関係

環境基本法のもと策定された環境基本計画（平成 13 年 3 月閣議決定）についても、現行計画の見直し作業が進められており、科学技術関連の記述部分（横断的戦略プログラム「技術開発の推進と長期的な視野に立った手法・情報等の基盤の整備」）の検討も進められているが、環境基本計画における科学技術部分の記述には分量の制約上、具体的戦略を詳細に記述することは困難である。

## 3．環境省における検討状況

こうしたことから、環境省では、平成 16 年度より「環境研究・技術開発推進戦略調査検討会」を開催し、状況の変化及び戦略見直しの方向性等について、有識者のご意見をいただきながら調査してきたところ。その成果は、平成 17 年 3 月に「環境研究・技術開発推進戦略調査検討会報告書」（中間取りまとめ）として取りまとめた。

さらに、平成 17 年度には、環境分野の第一線で活躍されている多数の研究者に対し、各研究課題の重要性の認識や投資の必要性の根拠等についてアンケート調査を行い、その結果をとりまとめつつある。

上記のような状況の中で、平成 17 年 10 月 18 日に、環境大臣から中央環境審議会会長に対し、「環境研究及び環境技術開発を重点的に推進するための戦略は、いかにあるべきか。」について諮問を行った。（参考資料 1 参照）